

一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の認定を取り消しましたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の22の2第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年10月16日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

対象区域

名古屋市千種区鹿子町五丁目8番

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課